

職業安定分科会雇用保険部会(第118回)	資料2
平成28年11月4日	

財 政 運 営

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位：億円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 予算	29年度 概算要求
収 入	20,919	17,628	18,006	18,083	18,197	15,310	15,546
うち 保 険 料 収 入	18,658	15,570	16,057	16,551	16,771	13,750	14,024
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	1,281	1,531	1,410	1,252	1,261	1,454	1,454
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	167	5	247	63	53	62	54
支 出	17,946	17,460	16,642	16,118	16,523	19,368	19,956
(うち 失業等給付費)	(16,543)	(15,771)	(14,971)	(14,608)	(15,030)	(17,211)	(17,819)
(うち 就職支援法事業)	(110)	(551)	(467)	(350)	(279)	(300)	(276)
差 引 剰 余	2,973	168	1,364	1,965	1,674	▲ 4,058	▲ 4,411
積 立 金 残 高	58,719	59,257	60,621	62,586	64,260	60,202	55,792
(特例措置に基づく貸し出し額)	(370)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 28・29年度の「支出」には、それぞれ予備費(28'予算:610億円、29'要求:590億円)が計上されている。

2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。

3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。

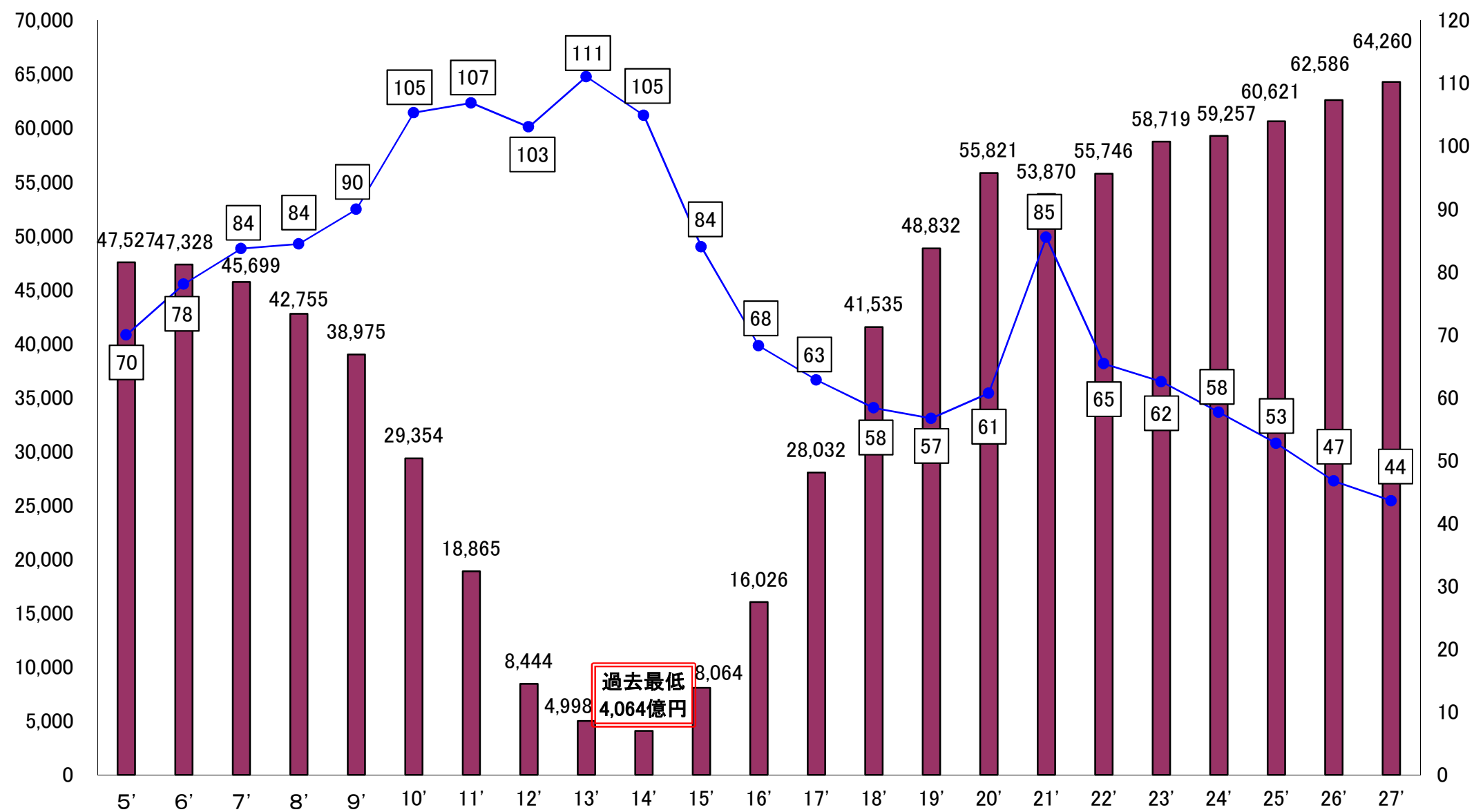
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移

■ 積立金残高
● 受給者実人員

積立金(億円)

実人員(万人)



過去最低
4,064億円

雇 用 保 険 二 事 業 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 予算	29年度 概算要求
収 入	6,200	5,894	5,986	5,996	6,149	5,330	5,592
支 出	6,348	5,030	4,181	3,711	3,894	4,801	5,234
差 引 剩 余 (積 立 金 へ 返 還)	▲ 148	863 ▲370	1,805	2,284	2,255	528	358
安 定 資 金 残 高	3,747	4,240	6,045	8,329	10,584	11,112	11,470

- (注) 1. 特例措置による積立金からの受入額(370億円)は、24年度決算処理において、積立金へ返還。
 2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則12/1000(労使折半)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

$$\begin{array}{lcl} 2 < & \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} & \rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 8/1000 \text{まで}) \end{array} \\ \\ 1 > & \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} & \rightarrow \begin{array}{c} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 16/1000 \text{まで}) \end{array} \\ \\ \left[\begin{array}{l} \text{※ 27年度決算額による計算} = 4.41 \rightarrow \text{平成29年度の保険料率を} 8/1000 \text{まで引下げ可能} \end{array} \right] & & \end{array}$$

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

<参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げる事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで)の範囲内において変更することができる。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

※ 27年度決算額による計算 = 1.96 → 平成29年度の保険料率を3/1000まで引下げ

<参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22)(昭24)(昭27)(昭34)(昭35)(昭45)	雇用保険 (昭50)(昭53)(昭54)(昭56)(昭57)(昭61)(昭63)(平4)(平5)(平10)(平13)(平14)(平17)(平19)(平21)(平22)(平23)(平24)(平27)(平28)
雇用保険料	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$ $\frac{13.5}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{12.5}{1,000}$ $\frac{11.5}{1,000}$ → $\frac{15.5}{1,000}$ $\frac{17.5}{1,000}$ $\frac{19.5}{1,000}$ $\frac{15.0}{1,000}$ $\frac{11.0}{1,000}$ $\frac{15.5}{1,000}$ → $\frac{13.5}{1,000}$ → $\frac{11.0}{1,000}$
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$ → $\frac{11}{1,000}$ (法改正) → $\frac{9}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ (弾力)(法改正) → $\frac{12}{1,000}$ $\frac{14}{1,000}$ (法改正)(弾力) $\frac{16}{1,000}$ (法改正)(弾力) $\frac{12}{1,000}$ (弾力)(法改正) $\frac{8}{1,000}$ (法改正)(弾力) $\frac{12}{1,000}$ (弾力)(法改正) → $\frac{10}{1,000}$ (法改正・弾力) → $\frac{8}{1,000}$ (法改正・弾力) (注2) (注4) (注6) (注7)
二事業 保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) → $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)(弾力) $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力) $\frac{3.5}{1,000}$ (弾力) → $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力) → $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) → $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$ → $\frac{1}{4}$	(注3) $\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$ $\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$ $\frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)}$ $\frac{1}{4}$ → $\frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)}$ (注5)

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

(注7) 平成28年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成28年度より12/1000に引き下げることとされた。

失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

試算の前提

① 雇用情勢の前提

平成28年度以降の受給者実人員については、平成27年度実績(44万人)をベースとしつつ、平成28年度改正の再就職手当の引上げによる影響を加味している。

受給者実人員 43万人（平成27年度実績ベース）

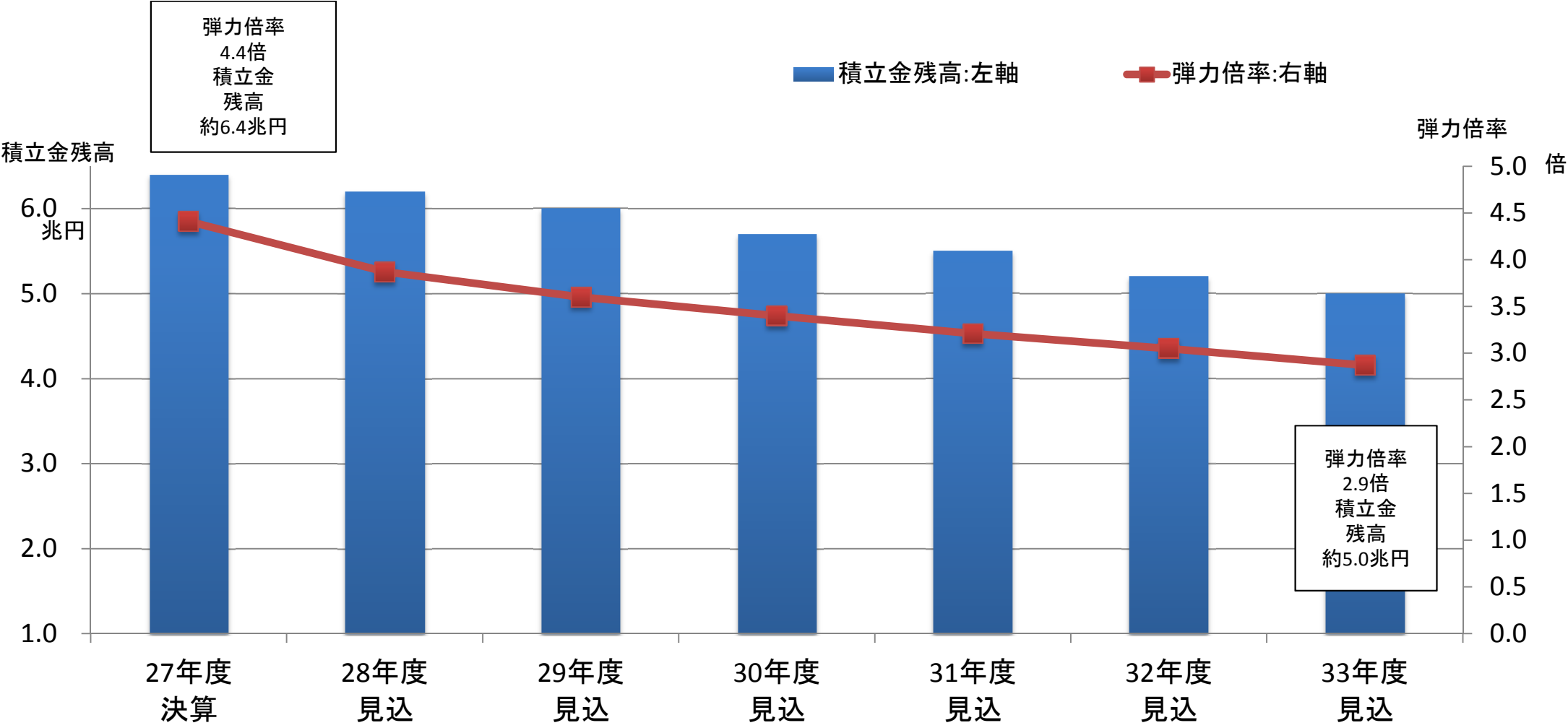
② その他試算に当たっての前提

- ・ 雇用保険料収入は、平成28年度予算ベースで一定と仮定。ただし、平成32年度以降は、64歳以上の者に係る雇用保険料の徴収免除に係る経過措置が終了するため、この影響を加味している。
- ・ 平成28年度以降の支出額については、平成28年度改正の影響のないものについては、育児休業給付を除き、平成27年度決算と同額としている。
- ・ 平成28年度改正のあったものについての平成29年度以降の支出額については、平成27年度実績に影響額を加味している。
- ・ 育児休業給付の平成29年度以降の支出額については、平成26年度から平成27年度の伸び率の3分の1程度の自然増と仮定している。
- ・ 個別延長給付等の暫定措置は、法律どおり終了するものと仮定。
- ・ 平成28年度以降の支出額については、予備費相当額の610億円(平成28年度予算ベース)を支出額から引いている。

失業等給付の財政収支の試算（平成29年度～平成33年度）

(単位:億円)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
		決算	決算	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
収	入	18,083	18,197	15,146	15,180	15,191	15,202	15,622	15,634
支	出	16,118	16,523	17,134	17,548	17,714	17,846	17,990	18,150
差	引 剰 余	1,965	1,674	▲ 1,988	▲ 2,368	▲ 2,523	▲ 2,644	▲ 2,368	▲ 2,516
積	立 金 残 高	62,586	64,260	62,272	59,904	57,381	54,737	52,369	49,853



積立金の財政融資資金への預託状況及び今後の運用方針(案)

<預託状況>

(平成28年10月3日現在)

預託期間	預託金額(注1)	預託本数	運用利率
1年未満	2兆7,184億円	8本	0.01%
1年以上2年未満	3兆8,960億円	10本	0.01%
繰替使用中(注2)	8,700億円	5本	—
合計	7兆4,844億円	23本	—

<預託金利>

(平成28年9月9日以降適用)

預託期間	利率
1ヶ月以上12年未満	0.01%
12年以上13年未満	0.04%
13年以上15年未満	0.10%
15年以上17年未満	0.20%

今後の運用方針(案)

- 1 積立金の運用については、財政融資資金法に基づき全額を財政融資資金に預託することとされており、雇用失業情勢の悪化に伴う急激な資金需要に備え、5年未満の短期の預入れを中心に運用している。
- 2 今後の預入れの期間については、現在の財政融資資金の預託金利が低利率であり、今後も長期の預入れをしたとしても大幅な運用収益の増加が見込めないため、引き続き短期の預入れを行う予定である。

(注)

1 預託金額は「失業等給付の積立金」と「雇用安定資金」の預託金額の累計である。

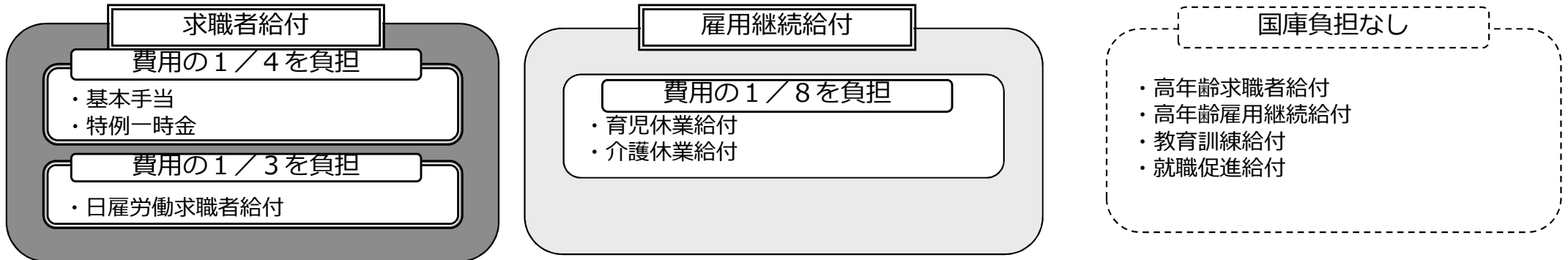
2 繰替使用とは、雇用保険料が国庫に納付されない時期(4～6月)に必要な給付分を積立金から一時的に使用するもの。

失業等給付に係る国庫負担について

失業等給付に係る国庫負担について

基本的考え方

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。



国庫負担の現状

- 雇用保険（失業等給付）の**国庫負担**については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。（平成19年度～）
- 雇用保険法附則第15条において、「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされている。

<参考：雇用保険法附則>

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による**国庫の負担**については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2・3 （略）

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

雇用保険部会報告(平成27年12月25日)(抄)

(3) 国庫負担について

①失業等給付について

- 失業等給付に係る国庫負担は、平成19年度から暫定措置として法律の本則（1/4）の55%（13.75%）とされている。
- 雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、求職者支援制度に係る財源を含め、雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づく措置を講ずるべきである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成28年3月29日参議院厚生労働委員会)(抄)

二、 失業が政府の経済対策及び雇用対策とも関係が深いことに鑑み、政府の責任として、雇用保険法附則第十五条の規定に基づき雇用保険の国庫負担に関する暫定措置を早期に廃止し、本則に戻すこと。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)等

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野毎の改革の基本方針と重要課題

〔1〕社会保障

（生活保護等）

（前略）雇用保険の国庫負担の当面の在り方について、国庫負担について規定した平成23年改正による雇用保険法附則第15条の規定、経済雇用情勢の好転、雇用保険財政の状況、これまでの経緯、公労使での議論も踏まえ、検討する。

「雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」（雇用保険法（昭和49年法律第116号）附則第15条）

経済・財政再生アクション・プログラム―“見える化”と“ワイズ・スペンディング”による「工夫の改革」― （平成27年12月24日経済財政諮問会議）（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 主要分野毎の改革の取組

〔1〕社会保障分野

（5）生活保護等

（取組方針・時間軸）

（前略）雇用保険の当面の国庫負担の在り方について、積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を勘案し、2018年度末までに関係審議会等において検討し、結論を得て、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速

(1). 子育て・介護の環境整備

⑥雇用保険制度の見直し

アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する。

II. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

(2). 中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

② 最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する。また、事業主の雇用保険料の時限的な引下げについて、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する。

論点

- ① 失業等給付積立金の今後の推移について、どのように考えるか。
- ② 失業等給付に係る雇用保険料率及び国庫負担について、各種決定を踏まて、どのように考えるか。